

●香川県告示第125号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院又は救急診療所として次の医療機関を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和4年4月1日

香川県知事 浜 田 恵 造

認定番号	認定の有効期間	医療機関名	所在地
3-8	令和4年4月1日から 令和7年3月31日まで	小豆島中央病院	小豆郡小豆島町池田2060番地 1
3-9	令和4年4月1日から 令和7年3月31日まで	恩賜財団済生会支部香川県済 生会病院	高松市多肥上町1331番地1
3-10	令和4年4月1日から 令和7年3月31日まで	医療法人社団藤井外科胃腸科 ・整形外科	高松市田村町1277
3-11	令和4年4月1日から 令和7年3月31日まで	医療法人社団勝賀かつが整形 外科クリニック	高松市香西本町114番地10